

三重県四日市市内山事案について

事案の概要

・事案の経緯

産業廃棄物安定型最終処分場等において、処分業者が許可品目外の木くず、紙くず等の処分や許可容量を超える廃棄物の埋立を行ったことに起因して、高濃度の硫化水素ガスやメタンガスが発生したことから、県は、平成19年2月に緊急対策としてガスの回収処理（行政代執行）に着手した。

・支障等

ガスの回収処理により、硫化水素ガス等の周辺への拡散は防止できたが、その後実施したボーリング調査において埋立物に有機物や廃石膏ボード等の硫化水素ガスの発生原因物質が多く含まれることが確認され、今後も高濃度の硫化水素ガスの発生が継続することが懸念された。

また、廃棄物の埋立により一部急勾配となっている法面が崩落するおそれがあった。

<処分場概要>

許可容量：約10万㎡
許可面積：約1万㎡
投棄量：約34万㎡
投棄面積：約2万㎡



青：許可・届出区域
赤：廃棄物埋設区域
黄：中間処理場



行政対応・責任追及

・行政対応

平成23年度の行政対応検証では、①的確に改善状況を把握し、その履行状況に沿って適切な指示をしていないこと②法律の運用解釈力が欠如していたこと等の指摘があった。これまで再発防止策として研修を行うなど人材育成や組織力向上等の取組を行ってきたが、さらに①職員の経験、情報等を共有する仕組みづくり、②法務能力の向上等の取組等を進めるとともに、③進捗管理表の作成・公表、④取組状況のフォローアップを実施した。

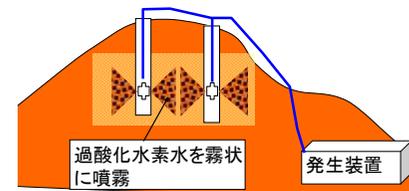
・責任追及

原因者に対して措置命令を発出した。(H18.3.14) 引き続き原因者に対して費用求償するとともに、必要に応じて排出事業者に対して自主的な対応を求める等、責任追及を行う。

対策工の概要 — 事業主体：三重県

・硫化水素ガス対策(第1段階①)

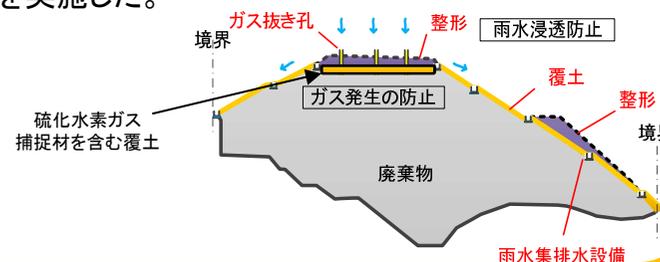
高濃度の硫化水素ガス等が発生していた範囲で、地中の廃棄物にボーリング孔を通して過酸化水素水を噴霧(霧状酸化剤注入法)して硫化水素ガス等を分解し、発生を抑制した。



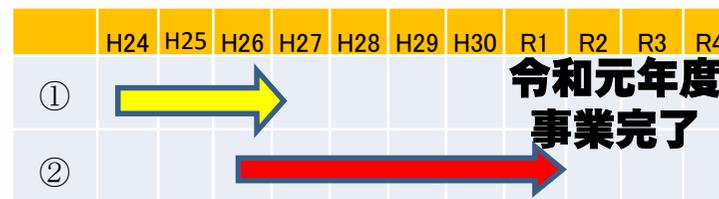
・恒久対策(第2段階②)

整形覆土工を実施し、雨水の浸透を防止するとともに、法面の安定性確保や法面補強を行った。

また、硫化水素ガス等の発生防止機能を持たせた覆土等を実施した。



スケジュール・費用



総事業費：平成24年度～令和元年度 約19億円